参考資料

重大性の段階に応じたいじめの類型（例）
～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。

個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

○：いじめの行為　◆：加害の子供への対応例

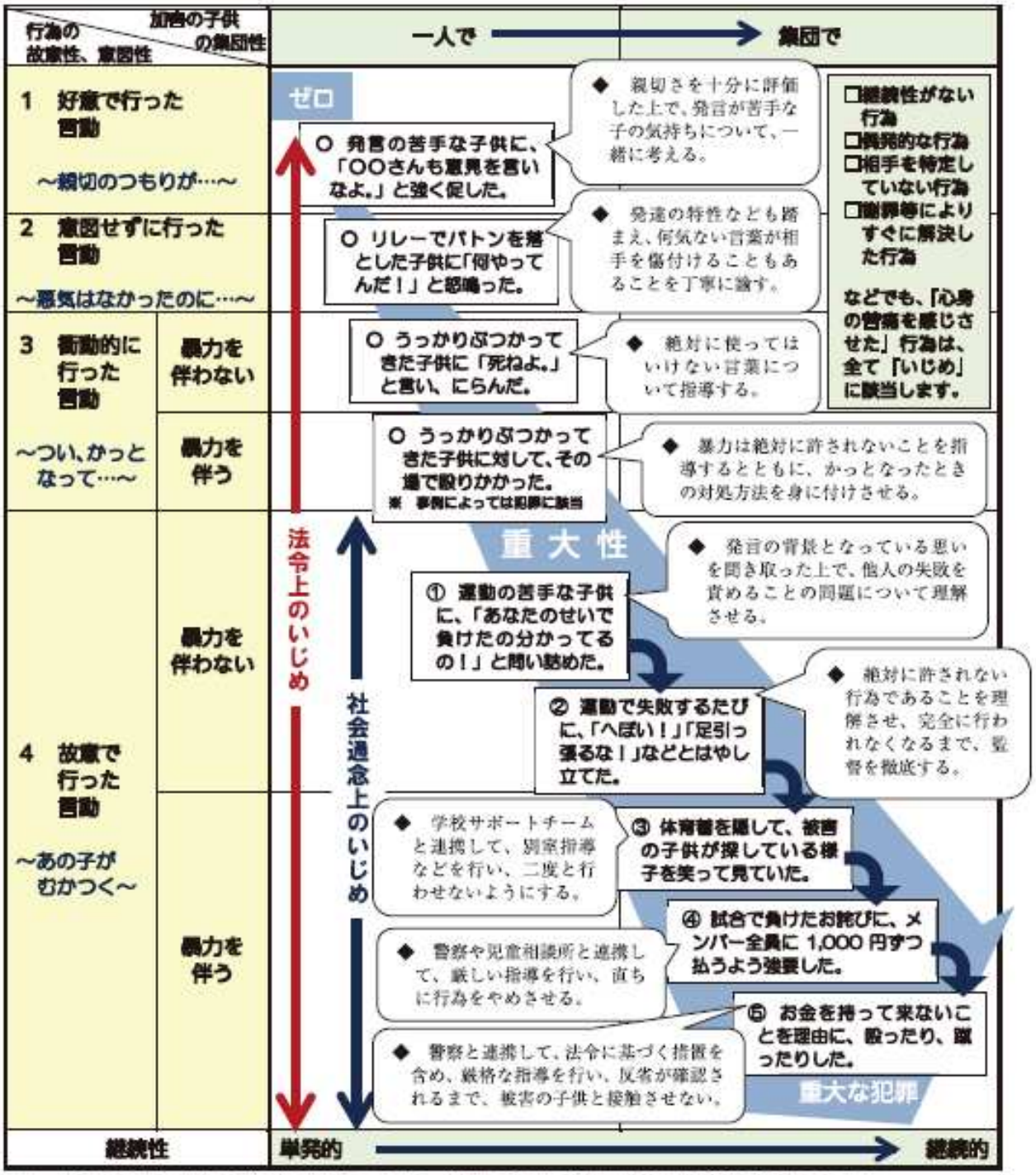

※　上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。
※　どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。　※　「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

いじめ総合対策【第３次】（令和７年６月東京都教育委員会）上巻　Ｐ．４６